

## 国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画について(概要)

### 1 趣旨

本計画は、国産大豆について、大豆交付金暫定措置法に基づき、生産者から委託を受けた生産者団体等が策定し、農林水産大臣が承認していた調査販売計画が有していた周年安定供給の機能が維持されるよう、需要に即した生産を促進するとともに、その年間を通じた安定的な供給を確保するため、生産者団体等が策定し、国産大豆協議会に報告するものである。

### 2 計画の作成等について

#### 計画の策定者

計画策定者は、次の①又は②に掲げる者であって、生産者からその生産に係る大豆の売渡しの委託を受けたものである(販売者のうち自ら販売を行う全ての生産者団体等である)。

- ① 大豆の生産者がその直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会
- ② 大豆の集荷の業務を行う者がその直接又は間接の構成員となっている法人(①に掲げる者を除く)

- ・ 販売者は、生産者及び生産者団体等をいう。
- ・ 需要者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの組織する法人その他の団体(前述の販売者及び販売者が組織する法人その他の団体を除く。)をいう。

#### 対象となる大豆

本計画の対象となる大豆は、

- (1) 農産物検査(農産物検査法第2条第1項に規定)を受けた大豆であって、次のいずれかに該当する大豆。

- ① 産地品種銘柄である品種であって、普通大豆の1等から3等の大豆又は特定加工用大豆

ただし、普通大豆及び特定加工用大豆とも、規格外を除き、特定加工用大豆として合格したもののうち、産地品種銘柄の証明が受けられなかった大豆(小粒化等大豆)を除く。また、次の大豆を除く。

(種類)

普通大豆及び特定加工用大豆  
大粒大豆  
中粒大豆  
大粒大豆  
中粒大豆  
種子大豆

(銘柄)

産地品種銘柄  
光黒(北海道で生産されたもの)  
光黒(北海道で生産されたもの)  
玉大黒(群馬県で生産されたもの)  
玉大黒(群馬県で生産されたもの)

- ② 新品種として導入中のもの
  - ・ 生産年において、都道府県の奨励品種として決定されてから5年以内のもので、普通大豆の1等から3等の大豆又は特定加工用大豆(規格外を除く)
- ③ 特定の実需者との結びつきが認められるもの
  - ・ 15年産以降、同一の品種であり、かつ、毎年同一の需要者との間で各年産毎に、は種前契約を締結し、当該契約に基づき概ね20トン以上の販売実績が確認できるもの)

(2) 販売者が過去に販売したことのない大豆

(3) 次のいずれかに該当する大豆

- ① 生産者団体等により販売される大豆であって、生産年の8月31日までに生産者から売渡しの委託の申込みが行われ、生産年の翌年の3月までに生産者から生産者団体等に引き渡され、かつ、次に掲げる取引方式により販売されるもの

入札取引	(財)日本特産農産物協会において、行われる入札取引(9.6トン以上の単位)
契約栽培取引	地域別のは種前契約締結期限までに締結されたは種前契約に基づき、行われる取引(おおむね20トン以上の単位)
相対取引	生産者団体等と需用者が締結する契約(は種前契約を除く)に基づき行われる取引(おおむね20トン以上の単位)

② 生産者と実需者の直接契約取引(おおむね2トン以上の単位)

- ・ 次の表の地域別のは種前契約締結期限までには種前契約を締結され、かつ、生産年の翌年の3月31日までに引渡期限を同年の12月31日までとする売買契約が締結されているもの

○ 地域別のは種前契約締結期限

地域	期限	地域	期限
北海道	生産年の6月30日	近畿	生産年の7月5日
東北	生産年の6月30日	中国	生産年の6月30日
関東	生産年の7月15日	四国	生産年の8月5日
北陸	生産年の6月30日	九州	生産年の8月5日
東海	生産年の7月20日		

## 計画の内容

### (1) 生産計画

- ・生産者団体等の区域内で生産される地域別及び銘柄別の大さの作付面積
- ・生産者から売渡しの委託を受けることが見込まれる地域別及び銘柄別の大さの予定数量

### (2) 集荷・販売計画

- ・生産者団体等が生産者から売渡しの委託を受けて集荷又は販売(毎年11月～翌年10月まで)する地域別、銘柄別、時期別及び取引方式別の大さの予定数量

## 計画の検討・調整等

### (1) 国産大豆協議会における報告等

- ・毎年、6月及び10月に開催される国産大豆協議会において、全農及び全集連は、生産計画、集荷・販売計画を報告する。
- ・集荷・販売計画については、国産大豆協議会において、国産大豆の作柄、用途別、時期別の需給動向及び大豆製品の消費動向を踏まえ、その妥当性について検討・調整の上、合意形成を図る。
- ・需要者団体は、直接又は間接の構成員が、生産者と直接締結した契約に係る銘柄別の取引数量を報告する。

